

平成31年(ワ)第1258号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件  
原告 原告1 外5名  
被告 国

証拠説明書3 (甲A号証)

2019年12月24日

大阪地方裁判所第11民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大畑 泰次郎

同 弁護士 寺野 朱美

同 弁護士 三輪 晃義

同 弁護士 山岸 克巳

同復代理人 弁護士 佐藤 倫子

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A143	書籍『新版注釈民法(21)親族(1)』(抄本)	写し	1989年 12月15 日	青山道夫・有地亨編	婚姻法及び戸籍法の沿革等。
甲A144	書籍『日本法制史』(抄本)	写し	2010年 9月1日	浅古弘ほか編	婚姻法及び戸籍法の沿革等。
甲A145	書籍『新注釈民法(17)親族(1)』(抄本)	写し	2017年 10月20 日	二宮周平編	婚姻法及び戸籍法の沿革等。
甲A146	資料「新旧規定対照表(我妻榮編)」我妻榮編『戦後における民法改正の経過』所収	写し	1956年 3月25 日	我妻榮	明治民法と原告民法の定める婚姻の要件の異同。
甲A147	書籍『実用法医学綱要』(抄本)	写し	1946年 5月30 日	小南又一郎	現憲法が制定された頃においても、医学上、同性愛等は病理であり異常なものであるとされていたこと。
甲A148	書籍『心理学講座第8巻』(抄本)	写し	1953年 10月31 日	日本応用心理学会編	現憲法及び現行民法制定後も、医学上、同性愛等は病理であり異常なものであるとの認識が続いていたこと。
甲A149	論文「異常性欲」井村恒郎ほか編『異常心理学講座第1部D第2』所収(抄本)	写し	1955年	加藤正明	現憲法及び現行民法制定後も、医学上、同性愛等は病理であり異常なものであるとの認識が続いていたこと。
甲A150	論文「異常性欲」井村恒郎ほか編『異常心理学講座第四巻』所収(抄本)	写し	1967年	加藤正明	現憲法及び現行民法制定後も、医学上、同性愛等は病理であり異常なものであるとの認識が続いていたこと。
甲A151	論文「同性愛の精神病理」臨床精神医学6巻1号	写し	1977年 1月	大熊文雄	現憲法及び現行民法制定後も、医学上、同性愛等は病理であり異常なものであるとの認識が続いていたこと。
甲A152	書籍『註解親族法』(抄本)	写し	1950年 1月20 日	中川善之助監修	現行民法下の学説において、婚姻意思とは、当事者に社会の習俗によって定まる夫婦たる身分を与え、また将来当事者間に生れ出ずる子に、社会の慣習によって定まる子たる身分を取得せしめようとする意思であるとされ、同性婚や科学的な産児制限を伴う友愛婚は婚姻意思を欠くものと説かれたこと。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A153	書籍『親族法（上）』（抄本）	写し	1958年 2月20 日	中川善之助	現行民法下において、中川善之助が、明治民法下と同様、同性間の婚姻は婚姻意思を欠き無効であると説いたこと。
甲A154	書籍『親族法』（抄本）	写し	1961年 4月10 日	我妻榮	現行民法下の学説において、婚姻意思とは、その社会で一般に夫婦関係と考えられているような男女の精神的・肉体的結合を成立させるという意味であり、同性間の婚姻はこの意味で婚姻ではないと説かれたこと。
甲A155	書籍『注釈民法(20)親族(1)』（抄本）	写し	1966年 11月30 日	青山道夫編	現行民法下の学説において、婚姻が男女の結合であることは婚姻の社会的本質からいって当然であるから、同性婚はもちろん成立しないと説かれたこと。
甲A156	書籍『親族法逐条解説』（抄本）	写し	1977年 9月20 日	中川淳	現行民法下の学説において、婚姻意思とは、社会観念上、婚約の共同生活関係に入る意思をいうことから、同性婚は、社会観念上、婚姻意思の存在を肯定することはできないと説かれたこと。
甲A157	ブルーボーイ事件判決（東京地判昭和44年2月15日判例タイムズ233号231頁）	写し	1969年 6月15 日	判例タイムズ社	同性愛等を異常性欲の一つとして判示した裁判例において、同性愛等を異常性欲とする当時の医学的知見が証拠とされたこと。
甲A158	民法の一部を改正する法律案要綱	写し	1996年 2月26 日	法制審議会	1996年（平成8年）、法制審議会が法務大臣に対し、女性の婚姻適齢の引上げ、再婚禁止期間の短縮を内容に含む民法の一部を改正する法律案要綱を答申したこと。
甲A159	書籍『同性愛と異性愛』（抄本）	写し	2010年 3月19 日	風間孝・河口和也	我が国における同性愛者等が置かれてきた社会的地位及びその変遷等。
甲A160	後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（厚生省告示第二百十七号）	写し	1999年 10月4 日	厚生大臣宮下創平	エイズ予防指針において、「性的指向の側面で配慮の必要な同性愛者」が特別の施策を必要とする個別施策層であると位置づけられた上で、個別施策層に対する偏見や差別の撤廃のための正しい知識の普及啓発を行うとともに、偏見や差別の撤廃に向けての具体的資料を作成することが重要であるとされたこと。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A161	論文「文化論的にみた性のありかた」熊本悦明編『現代の性（からだの科学臨時増刊）』所収	写し	1981年 10月30 日	小林司	同性愛を非病理化した欧米の医学的知見が1980年代頃から我が国にも紹介されるようになったこと。
甲A162	論文「性行動の心理的異常」熊本悦明編『現代の性（からだの科学臨時増刊）』所収	写し	1981年 10月30 日	宮本忠雄・平山正実	同性愛を非病理化した欧米の医学的知見が1980年代頃から我が国にも紹介されるようになったこと。
甲A163	書籍『性別に違和感がある子どもたち』（抄本）	写し	2017年 6月20 日	康純編	主に医学上の観点から見た我が国における同性愛者等が置かれてきた社会的地位及びその変遷等。
甲A164	論文「LGBTと精神医学」精神科治療学31巻8号	写し	2016年 8月	針間克己	同性愛等と精神医学のかかわりの歴史等。今日の我が国において同性愛等は精神疾患であるとはみなされなくなったとされること。
甲A165	書籍『現代臨床精神医学〔改訂第12版〕』	写し	2013年 3月19 日	大熊輝雄原著・「現代臨床精神医学」第12版改訂委員会編	近時改訂された医学書（初版の出版は1980年）にもなお同性愛を異常性欲の一つとするような記述が見られること。
甲A166	衆議院ウェブサイト「人権擁護法案」と題するページを印刷した文書	写し	2019年 12月23 日（閲 覧日）	衆議院	2002年（平成14年）に内閣が「性的指向」を含む事由を理由とする不当な差別的取扱いを禁止することなどを内容とする人権擁護法案を国会に提出したこと。
甲A167	「日本のLGBT30年史」BEYOND（特定非営利活動法人東京レインボープライド広報誌）5号	写し	2019年	三橋順子ほか	同性愛等の性的少数者の視点から見た我が国における性的少数者の社会運動、文化等の歴史。
甲A168	論文「私事と自己決定 結婚と離婚1——結婚の自由をめぐって」法学セミナー300号	写し	1980年 2月	山田卓生	1980年代の民法学説において、アメリカの同性婚に関する議論が紹介され、平等保護原則の観点からは、結婚の相手を選ぶ権利には性別を選ぶ権利も含まれることになり、結婚と生殖とは切りはなされることになると説かれたこと。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A169	論文「新・家族法事情 同性愛者の婚姻〔その2〕」 法学セミナー356号	写し	1984年 8月	石川稔	1980年代の民法学説において、同性婚の許否は社会制度としての婚姻という観点から目的解釈によって決せられるべきものであり、同性愛者も一つの家族として把握され何らかの法的保護が与えられて然るべきだとも考えられると説かれたこと。
甲A170	書籍『事実婚の現代的課題』（抄本）	写し	1990年 3月20 日	二宮周平	1990年代の民法学説において、同性カップルが異性愛でないこと及び法的な家族の枠組みに入らないことで二重の偏見にさらされていることなどが指摘され、同性カップルにも準婚的保護を否定すべきではないと説かれたこと。
甲A171	論文「同性愛者間の婚姻は法的に可能か」法学セミナー476号	写し	1994年 8月	棚村政行	1980～1990年代の民法学説において、婚姻を社会的に夫婦と考えられる一男一女の終生にわたる精神的肉体的結合と見る見解に疑問を提起する見解が出てきたことが指摘されていること。
甲A172	「わが国における同性愛者をめぐる家族法上の諸問題」法律論叢69巻3＝4＝5号	写し	1997年 2月	星野茂	1990年代の民法学説において、婚姻と生殖との関係は必ずしも密接不可分であるとは言いがなくなっており、同性カップルの場合に当事者が同性であるということだけで婚姻意思はないと断ずる見解には疑問があると説かれたこと。
甲A173	書籍『親族法』（抄本）	写し	1997年 5月10 日	泉久雄	1990年代の民法学説においても、婚姻は男女の性結合であり、同性愛は婚姻ではないとする記述が見られること。 他方で、子の出生は婚姻に不可欠の目的ではなく、婚姻の本質である夫婦の結合は生殖（行為）がなくても可能であると説かれていること。
甲A174	書籍『新版家族法概論〔補訂版〕』（抄本）	写し	2005年 4月25 日	有地亨	ヨーロッパの教会法では、「聖句になれば婚姻なし」の原則から、同性婚のように無効とも有効ともなしえない婚姻について、無婚なし不存婚として当然無効の婚姻とされていたとされること。 現行民法下の学説において、「同性婚が当該社会で社会的に承認されるならば、当然法的保護の対象になる」と説かれたこと。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A175	論文「日本国憲法からみる家族」法学セミナー増刊総合特集シリーズ31号	写し	1985年 10月	横田耕一	1980年代の憲法学説において、同性のペアが同居する家族についても、個人の尊厳と両性の本質的平等原則が貫徹している限り、両親と子からなる「伝統的家族」と同等に尊重擁護されなければならないと説かれたこと。
甲A176	論文「同性愛をめぐる憲法問題」法学セミナー388号	写し	1987年 4月	内野正幸	1980年代の憲法学説において、同性愛者の婚姻について、「大多数の者は、ついていけないものと感じるのであろう」などと説かれたこと。
甲A177	第百五十九回国会衆議院憲法調査会基本的人権の保障に関する調査小委員会会議録第一号	写し	2004年 2月19日	衆議院事務局	2004年（平成16年）2月19日開催の衆議院憲法調査会基本的人権の保障に関する調査小委員会において、内野正幸参考人が、憲法14条の命ずる形式的平等の要請の一つとして性的指向による差別の禁止を挙げ、同性婚の禁止を違憲としたアメリカ合衆国マサチューセッツ州最高裁判決を紹介した上で、我が国において憲法24条1項の「両性の合意」という文言を根拠に同性愛者の結婚は認められないとする解釈については議論のあるところであると指摘したこと。
甲A178	府中青年の家事件控訴審判決（東京高裁平成9年9月16日判例タイムズ986号206頁）	写し	1999年 1月1日	判例タイムズ社	府中青年の家事件が「日本の社会において表面に出ることの少なかった同性愛者が自ら裁判上その権利を主張した事件としてマスコミにも取り上げられ話題になったものである」と評されていること。
甲A179	書籍『ブリッジブック憲法』（抄本）	写し	2002年 12月10日	横田耕一・高見勝利編	憲法の解釈においては、文言だけでなく、他の憲法規定や憲法の全体構造、憲法の基本原理・理念等に照らして整合性のある解釈をすることが必要であり、一定の解釈を排除する趣旨で特定の文言が意図的に選択されたわけではない場合に、文言に過度にこだわった解釈をすることは不適切であること。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A180	論文「同性婚をめぐる諸外国の動向」(人間文化研究20号掲載)	写し	2014年 2月	佐久間悠太	婚姻に関するスペイン憲法32条の規定内容。 同性婚が法制化されているカナダにおいて、同性婚カップルに対して嫡出推定規定が適用されるか否かは州によって様々であること。
甲A181	論文「同性カップルの法的保護をめぐる国内外の動向」(レファレンス805号掲載)	写し	2018年 2月20 日	藤戸敬貴	スペイン憲法32条では、婚姻の権利の主体は「男女」と表されているが、憲法改正を経ることなく同性婚が法制化されており、スペイン憲法裁判所の判決でも、同性婚を認める民法の規定は憲法32条に反しないとの判断がなされていること。 2016年(平成28年)にイタリアが登録パートナーシップ制度を設けた以降、G7の中でG7の中で同性婚ないし登録パートナーシップ制度を法制化していない国は、我が国のみとなっていること。
甲A182	書籍『全訂日本國憲法』(抄本)	写し	1978年 9月4日	宮澤俊義・芦部信喜	憲法24条1項の規定は、明治民法の下における「家」制度を全面的に改めるため、婚姻を含む家族生活について民主主義の基本原則である個人の尊厳と両性の本質的平等の原則を特に定める必要から設けられたものであり、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立〔する〕」というのも、家制度における婚姻についての戸主の同意権を否定し、当事者本人以外の第三者の意思によって婚姻の成立が妨げられないことを明らかにした趣旨のものと解されていること。
甲A183	書籍『ポケット註釈全書憲法(上)〔新版〕』(抄本)	写し	1983年 4月25 日	佐藤功	同上
甲A184	書籍『注解法律学全集2憲法Ⅱ〔第21条～第40条〕』(抄本)	写し	1997年 8月15 日	樋口陽一ほか (中村睦男執筆部分)	同上

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A185	書籍『新基本法コンメンタール憲法』（抄本）	写し	2011年 10月11 日	芹沢齊ほか編 （武田万里子執 筆部分）	同上 同性愛者などの性的指向は、その人の意思によって決定されることではなく、同性愛者は、歴史的に差別的な偏見にさらされ不利益を受けてきた少数者であること。同性愛などの性的志向に基づく差別は、憲法14条1項後段列举事由の「社会的身分」に基づくものと解されること。
甲A186	書籍『注釈日本国憲法(2)』（抄本）	写し	2017年 1月30 日	長谷部恭男編 （川岸令和執 筆部分）	憲法24条1項の規定は、明治民法の下における「家」制度を全面的に改めるため、婚姻を含む家族生活について民主主義の基本原則である個人の尊厳と両性の本質的平等の原則を特に定める必要から設けられたものであり、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立〔する〕」というのも、家制度における婚姻についての戸主の同意権を否定し、当事者本人以外の第三者の意思によって婚姻の成立が妨げられないことを明らかにした趣旨のもので解されていること。
甲A187	書籍『概説憲法コンメンタール』（抄本）	写し	2018年 6月20 日	辻村みよ子・ 山元一編（糖 塚康江執筆部 分）	同上 憲法14条1項後段列举事由である「性別」は、文言上も「男女平等」ではなく「性差別禁止」条項であると解されるものであり、性的マイノリティに対する差別も、当然に禁止されるものと解されること。
甲A188	書籍『新・コンメンタール憲法（第2版）』（抄本）	写し	2019年 6月25 日	木下智史ほか （木下智史執 筆部分）	憲法24条1項の規定は、明治民法の下における「家」制度を全面的に改めるため、婚姻を含む家族生活について民主主義の基本原則である個人の尊厳と両性の本質的平等の原則を特に定める必要から設けられたものであり、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立〔する〕」というのも、家制度における婚姻についての戸主の同意権を否定し、当事者本人以外の第三者の意思によって婚姻の成立が妨げられないことを明らかにした趣旨のもので解されていること。



号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A189	第193回国会参議院予算 委員会会議録第1号（抄本）	写し	2017年 1月30 日	参議院予算委 員会	政府答弁において、憲法24 条1項の「婚姻は、両性の合 意のみに基いて」との規定の 趣旨について、明治憲法下で は婚姻する本人の意思ではな く家長等の意思決定に基いて 婚姻が成立するという制約が あったものを取り外すため に、敢えて「両性の合意の み」と明記した者であると思 えられる旨が述べられている こと。
甲A190	書籍『1945年のクリ スマス』（抄本）	写し	2016年 6月30 日	ベアテ・シロ タ・ゴードン （構成・文＝ 平岡磨紀子）	GHQ民生局のベアテ・シロ タ・ゴードンの起草によるい わゆるシロタ草案18条の規 定内容。憲法24条1項の 「両性の合意のみに基いて」 との規定に対応する部分が、 シロタ草案では、「親の強制 ではなく相互の合意に基づ き」とされていたこと。
甲A191	書籍『日本国憲法成立史第 三巻』（抄本）	写し	1994年 6月10 日	佐藤達夫（佐 藤功補訂）	GHQ草案に基づく「3月2 日案」の起草及びGHQ側と の折衝に携わった佐藤達夫に より、GHQ草案23条の 「婚姻ハ……両親ノ強要ノ代 リニ相互同意ノ上ニ基礎ツケ ラレ」という点が、「3月2 日案」37条で「婚姻ハ男女 相互ノ合意ニ基キテノミ」と 改められたことについて、 「表現を改め〔た〕」もので あると説明していること。
甲A192	書籍『逐条日本国憲法審議 録』（抄本）	写し	1962年 7月30 日	清水伸編	口語化憲法改正草案22条で 「両性の合意に基いてのみ」 とされていた点が、帝国憲法 改正案22条で「両性の合意 にのみ基いて」とされ、「の み」の位置が修正されたこと について、議会審議におい て、戸主や親権者の同意を要 するという制限を排して両性 の合意により婚姻を成立させ ようとする趣旨を変更するも のではないとの説明がなされ ていること。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A193	「同性の当事者による婚姻に関する意見書」	写し	2019年 7月18 日	日本弁護士連 合会	2019年7月、日弁連が、我が国の法制上同性間の婚姻が認められていないことは、同性愛者等の婚姻の自由を侵害し、法の下での平等に違反するものであり、憲法13条及び14条に照らして重大な人権侵害であるとして、国は同性婚を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべきであるとする意見を取りまとめたこと及びその内容。同意見において、憲法制定会議の議論において同性婚を禁止すべきか否かが議論されることはなかった旨が指摘されていること。 同意見において、同性婚を認めないことを正当化する事由としては、①いわゆる歴史的伝統的な婚姻観、②民法が定める他の消極的要件との関係、③手続的な混乱が一応想定し得るが、いずれも正当化事由たり得ないものであるとされていること。
甲A194	日本弁護士連合会ウェブサイト「日本弁護士連合会：同性の当事者による婚姻に関する意見書」と題するページを印刷した文書	写し	2019年 7月18 日(閲 覧日 2019年 9月11 日)	同上	日弁連が2019年7月24日付けで法務大臣、内閣総理大臣、衆議院議長及び参議院議長宛てに「同性の当事者による婚姻に関する意見書」提出したこと。
甲A195	論文「同性婚を認めない州法の規定と合衆国憲法」(法律のひろば69巻3号掲載)	写し	2016年 3月	尾島明	最高裁上席調査官(当時)の尾島明氏により、アメリカ連邦最高裁のObergefell判決(多数意見)が、かつては合憲であった法が時代と共に社会状況が変化し現在では違憲になったという考え方を採っていることに関し、時代の変化とともに合憲であったものが違憲になるというのは、我が国の身分法に関わる違憲判決(国籍法違憲判決、非嫡出子相続差別違憲決定、再婚禁止期間違憲判決)でもみられる考え方であると指摘されていること。 Obergefell判決(多数意見)が、「議会の多数派によっては保護されない少数者の権利を保護し、性的指向による差別を是正するには、裁判所が違憲審査権を行使すべきである」との考え方を示していること。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A196	第6回全国家庭動向調査 (概要)	写し	2019年 9月13 日	国立社会保 障・人口問題 研究所	結婚経験のある女性に対する意識調査において、同性婚の賛成割合が約7割に上ったこと。
甲A197	『最高裁判所判例解説民事 篇平成27年度(下)』 (抄本)	写し	2018年 6月1日	加本牧子	再婚禁止期間違憲判決の調査官解説の内容。同判決及び調査官解説の内容を踏まえれば、「婚姻をするかどうかや、いつ誰と婚姻するか」という意味における「婚姻の自由」ないし「婚姻をするについての自由」は、憲法24条1項により保障された権利であると解することができ、また、そのような「婚姻の自由」は同性愛者にも等しく保障されるものと解されること。
甲A198	論文「『尊重』の意味」 (大林啓吾・柴田憲司編 『憲法判例のエニグマ』所 収)	写し	2018年 4月25 日	御幸聖樹	「尊重」という語について、憲法が特定の権利利益を尊重するという用法で用いられた憲法判例を検討すると、「尊重」の対象となる権利利益には原則として権利性が認められており、例外的に「尊重」という語を用いても権利性を認めない場合には、その旨を明示するのが判例の立場であると整理することができるとされていること。 特に、再婚禁止期間違憲判決における「婚姻をするについての自由」については、憲法上当然に保障を受ける権利とそのような権利を補助する権利という対比がなされた博多駅事件やレペタ訴訟の場合とは異なり、「十分尊重に値する」との記述から、その保障の程度が弱まるものとは解されないこと。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A199	論文「Obergefell判決と平等な尊厳」（憲法研究4号掲載）	写し	2019年 5月	巻美矢紀	アメリカ連邦最高裁のObergefell判決の判示からは、同性婚を認めないことには、緩やかな審査基準で要求される「正当」な利益すらないことが示唆されると指摘されていること。同性カップルに婚姻制度への参入を認めないことは、カップルとその家族にスティグマを与え、「二級市民」、「二級家族」の貶めるものであり、権利に対する侵害であるだけでなく、それ自体が構造的差別の一環であり、自尊を害するものであること。
甲A200	書籍『解説 性同一性障害者性別取扱特例法』（抄本）	写し	2004年 9月16 日	南野千恵子監 修	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の解説書において、「性」と「性別」の語は互換的に用いられており、「性」は性愛や性的志向などの意味でも用いられていることが指摘されていること。「性」ないし「性別」の語を性的指向を含む意味に解することに文理上の困難はないこと。
甲A201	衆議院ウェブサイト「衆法第198回国会 15 民法の一部を改正する法律案」と題するページを印刷した文書	写し	2019年 9月8日 (閲覧日)	衆議院	2019年（令和元年）6月3日に国会に提出された同性婚を法制化するための具体的な法律案（民法の一部を改正する法律案）について、実質的審議がなされていない状況にあること
甲A202	書籍『憲法訴訟〔第2版〕』（抄本）	写し	2008年 3月10 日	戸松秀典	厳格な審査とは、立法の目的及びその目的を達成するための手段並びにそれらの関連性に合理性が認められるか否かについて、立ち入った審査を行うことなく、また、立法目的について違憲の疑いをかけることをしないで、むしろ合憲であるとの前提のもとに、これらの合理性を単純に問う緩やかな審査基準とは異なり、当該立法目的が重要なものであるか、更に、その目的と目的達成の手段との間に実質的関連性があるか否かを問うことを意味するものであること。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A203	書籍『一步前へ出る司法』 (抄本)	写し	2017年 1月30 日	泉徳治ほか	元最高裁判事の泉徳治氏により、最高裁は、平等原則違反の違憲審査に際し、違憲判断をする場合でも表面的は「合理性の基準」を用いているが、制約される権利の重要性や制約理由の不当性等を考慮して、差別的取扱いの合理性の審査を厳しくすることもあり、婚外子相続分差別違憲決定は、実質的には「厳格な合理性の基準」を採用したものであると評されていること。
甲A204	論文「家族と憲法」(憲法 問題 21号掲載)	写し	2010年 5月3日	齊藤笑美子	同性カップルが婚姻から排除されていることについて、法律婚制度の目的を生殖から形成される核家族の保護ととらえるならば、生殖不可能な高齢異性カップルや共同生活の可能性すらない臨終婚までも含む点で過大包含であり、目的をカップルの共同生活の人格的及び財産的側面の保護と考えるならば、過小包含となることから、憲法14条1項違反となるのではないかとの指摘がなされていること。